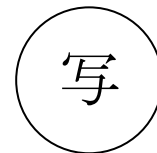


令和2年（2020年）4月21日開会

令和2年（2020年）第5回

茨木市教育委員会定例会

会 議 録



茨木市教育委員会

◆ 令和2年4月21日（火）第5回教育委員会定例会を南館10階大会議室で開催した。

◆ 出席委員

教 育 長	岡 田 祐 一
教育長職務代理者	武 内 由 紀 子
委 員	片 山 正 敏
委 員	篠 永 安 秀
委 員	堀 村 佳 奈 子

◆ 本委員会に出席した者

教 育 総 務 部 長	小 田 佐 衣 子
教 育 政 策 課 長	玉 谷 圭 太
教 育 総 務 部 副 理 事	西 村 宏 子
学 務 課 長	堤 義 孝
施 設 課 長	浅 野 貴 士
社 会 教 育 振 興 課 長	松 本 栄 子
歴 史 文 化 財 課 長	木 下 典 子
中 央 図 書 館 長	吉 田 典 子
学 校 教 育 部 長	加 藤 拓 郎
学 校 教 育 推 進 課 長	青 木 次 郎
学 校 教 育 推 進 課 参 事	尾 崎 和 美
教 職 員 課 長	岩 城 大 将
教 職 員 課 参 事	牧 原 貴 代
教 育 セ ン タ ー 所 長	新 川 正 知
こ だ も 育 成 部 長	岡 和 人
保 育 幼 稚 園 総 務 課 長	山 寄 剛 一

◆ 署名委員

委 員	武 内 由 紀 子
-----	-----------

(令和 2 年 4 月 2 1 日 (火) 、午後 2 時 0 0 分)

議 事 日 程 (令和 2 年第 5 回 茨木市教育委員会定例会)

(於 : 市役所南館 1 0 階大会議室)

日程	議案番号	件 名	摘 要
1		会議時間の決定について	
2		会議録署名委員指名について	
3		会議録の承認について	
4	報告 3	新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応について	
5	報告 4	茨木市中学校給食の実施について	
6	1 5	臨時代理により処理した事案につき承認を求めることについて (茨木市立学校の府費負担教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定)	
7	1 6	臨時代理により処理した事案につき承認を求めることについて (茨木市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)	
8	1 7	令和 3 年度使用茨木市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に対する諮問事項について	
9	1 8	令和 3 年度使用茨木市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の決定について	
10	1 9	茨木市立文化財資料館運営審議会委員の委嘱について	
11			

(1 4 時 0 0 分 開会)

岡田教育長

ただいまから令和2年第5回茨木市教育委員会定例会を開会いたします。

本日は委員会を傍聴したいとの申し出がありますので、ここで入室していただきます。

それでは傍聴者を入室させてください。

(傍聴者入室)

岡田教育長

本日の出席者は5名でありまして、会議は成立いたしております。

なお、本委員会には部長以下、説明員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 「会議時間の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は午後4時までといたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、本委員会の会議時間は午後4時までと決定いたします。

日程第2 「会議録署名委員指名について」。

本件は、茨木市教育委員会会議規則第17条の規定により、武内委員をご指名申し上げますので、よろしく願いいたします。

日程第3 「会議録の承認について」を議題といたします。

「令和2年第3回茨木市教育委員会臨時会会議録(案)」についてお諮りいたします。

異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認め、「令和2年第3回茨木市教育委員会臨時会会議録（案）」につきましては承認することといたします。

日程第4 報告第3号「新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小田教育総務部長

去る3月19日の教育委員会第3回臨時会におきまして、新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会对応についてご報告いたしましたが、前回以降の対応についてお手元の資料に沿ってご報告いたします。

まず茨木市の対応状況でございます。

市主催行事の中止と公共施設の休館につきまして、3月24日に、4月1日から当分の間と決定いたしましたが、3月31日に、期間をさらに5月10日までに延長することを決定いたしました。市在住の感染症患者につきましては、この資料の作成以降、4月15日に1人、16日に1人、18日に2人の感染者が確認されており、市在住者の感染症患者は合計で17人となっております。

続きまして、小中学校の対応状況でございます。

春季休業中の活動について、小学校においては平日の5日間、1回3時間程度の校庭開放日を実施いたしました。中学校におきましては当初は部活動を実施する予定でしたが、大阪府からの要請を受け部活動を中止いたしました。

入学式につきましては、小学校は予定どおり4月7日に実施いたしましたが、4月8日に実施予定だった中学校につきましては4月7日の緊急事態宣言を受けまして、延期といたしました。現在は4月8日から5月6日まで休業措置をとっており、中学校の部活動も中止しております。

家庭で留守番をさせることが困難な児童生徒につきましては、小学校1年生から3年の児童、小中全学年の支援の必要な児童生徒及び学童保育の児童を対象に平日の8時半から15時の間、各教室等で自習をする、いわゆる見守り登校を実施しております。なお感染拡大防止の強化のため、本日から学童保育室が原則休室になったことに伴いまして、見守り登校におきましても対象となるご家庭を限定し、規模を縮小して実施

しております。対象となるご家庭は、医療に従事されているご家庭、警察・消防、介護、保育等社会機能を維持するために就業の継続が必要なご家庭、ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な場合や、その他やむを得ない理由により家庭での保育が困難なご家庭となっております。また、教科書を取りに来る日の設定、児童生徒の家庭学習の支援のためのオンライン授業の実施を行っております。

健康診断につきましては、休業期間中は延期をしております。学校再開後も感染予防に配慮した実施体制が決まるまでは延期する予定としております。

就学援助につきましては、申請期限を5月8日から5月29日まで延長しております。また、市ホームページからダウンロードできる申請書の追加、郵送での申請書の提出を可能とするなど、方法を変更しております。

次に、幼稚園の対応状況でございます。

幼稚園につきましても、4月10日から5月6日まで休園としております。ただし、保育の必要な園児や家庭での保育が困難な園児については、園児の健康状態や感染予防に留意しながら保育を実施しております。入園式及び進級式につきましてはともに延期をしております。

また、家庭訪問を実施し、園児の家庭での様子と健康状態の確認を行うとともに、プリント類の配布を行っております。配布したプリント類につきましては、保護者に提出のために来園いただく日を各園で設定しております。さらに園児に向けてのメッセージ動画の配信を予定しております。

次に、社会教育施設の対応状況でございます。

市の施設の休館方針に合わせて休館しております。前回の報告では3月31日までの予定となっておりますが、現在は5月10日まで休館期間を延長しております。

そのほか幼・小・中学校園の休校に合わせ、教育施設の使用中止や放課後子ども教室の開催中止、主催行事の中止につきましても期間をそれぞれ延長しております。

以上でございます。

岡田教育長

以上の報告について、何かご質問はございませんか。

武内委員

見守り登校についてですけれども、学童保育の子どもたちはほとんど来ているのかということと、それ以外の子どもで家庭で留守番させることが困難な児童生徒で学校に登校している子どもたちは、今どの程度いるのか気になるんです。学校によって随分差があると思うんですけれども、どれぐらいの状況なのか教えていただけたらと思います。

青木学校教育推進課長

見守り登校の状況でございますけれども、4月9日以降は、学童保育の児童もあわせて週に3日間見守り登校に参加して、学校のほうで見るという体制を組んでいます。3月までと違いまして、見守り登校に参加する児童は随分減っております。一番多い学校で平均6.1人。学童保育を除いた数となります。全く参加のない学校も7校、この期間でございました。3月までと比べると人数が減っております、大体延べで小学校全校で395人参加をしております、1日当たりの平均は10人参加、そんな状況になっております。

武内委員

それに伴って、各学校の先生方の勤務体制はどうなっているのですか。

牧原教職員課参事

先生方の勤務につきましては、現在、勤務時間の割り振りを変更して、いわゆる時差出勤ができるようになっております。さらに在宅勤務についても了承しておりますので、学校では、現在はおおむね半分ぐらいの教職員が勤務しているものと思っております。

岡田教育長

よろしいでしょうか。ほか、ご質問はございませんか。

それではこれもちまして、「新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応について」の報告を終わります。

日程第5 報告第4号「茨木市中学校給食の実施について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小田教育総務部長

本件は、令和2年4月16日に市長から茨木市中学校給食の実施について通知がございましたので、報告いたします。

内容といたしましては、令和元年度に5回実施いたしました茨木市中学校給食審議会の答申についてであります。令和元年6月21日付で、市長が茨木市の中学校における望ましい中学校給食のあり方と実施方式の選定について審議会に対し諮問いたしましたところ、令和2年3月26日付で答申がありました。

その内容につきましては、学校における食育を効果的に進めるため、全員給食による完全給食を実現し、実施方式はセンター方式が望ましいとの答申でありまして、市長としてはその答申内容が適切であり、答申書及び報告書の内容を踏まえ、早期に全員給食による中学校給食が実現できるよう、計画的に事業を推進するように、という内容でございます。教育委員会といたしましては、基本計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

岡田教育長

以上の報告につきまして、何かご質問はございませんか。

篠永委員

審議会の構成メンバーの方々、お疲れさまでございました。この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。大変なご苦労だったかと思います。最終的にセンター方式ということだと思えるんですけども、今後の課題といいますか、今後していかなければならないことは、大きなところでいうと、どういう工程になっているのか、わかっている範囲で教えていただけたらと思います。

西村教育総務部副理事

今後ですが、中学校給食審議会が作成いたしました基本的な考え方に基きまして、基本計画を策定する予定をしております。基本計画の具体的な内容といたしましては、

新たな学校給食の献立内容、アレルギー対応、使用する食器等を協議していきまして、それに基づきセンターの施設整備の内容をはかっていきたいと考えております。センターの候補地の検討でありますとか、整備数、規模などを考えていけないところですが、センターの候補地の取得というのが大きな課題になっているかと考えております。その後、民間活力導入可能性調査もあわせてさせていただきまして、その後センターの設計でありましたり、建設でありましたりというところでもうしばらく時間がかかりますので、教育委員会としましては、なるべく早く全員給食ができるように努めてまいりたいと考えております。

武内委員

この審議会の答申を読ませていただいて、私たちもそれまでに教育委員会として子どもたちの意見、それから保護者の意見、市民の方のご意見とかいろいろと丁寧に聴きながら、どういう中学校給食がいいのかということを実際に練りに練って考えていきたいところです。一番大切にしたいのは、中学生にとって本当にふさわしい、心も体も成長が助けられる、そういう献立をもって給食を進めてほしいなという思いを持っておりました。この答申を読ませていただいて、それにふさわしいような方向で、ぜひとも進めていっていただけたらと思います。

ただ、こういうご時世ですので、場所とか予算のこととか、いろいろな課題があると思いますので、そのあたりをクリアするにはどういうふうにしていったらいいのかを、丁寧に進めていっていただけたらと思っております。ご苦労さまです。ありがとうございます。

片山委員

審議会の報告資料をいただきましたが、定性的評価ということで、子どもたちが安全で安心な給食を共有できる、こういうことを主眼において評価をされているというふうに思います。この定量的評価の中では、金額的な問題について資料が詳細に載せられておりますけれども、センター方式になりますと、土地の問題が非常に大きな問題になるかと思います。これについて金額が載せられておりますが、場所によってはかなり金額的なものも変更があるかもわかりませんし、いずれにしても、その金額がこれよりも大きくなることも予想されますが、定性的な評価を中心にして、いい給

食を子どもたちに提供できるように、金額の増減はありましてもそれが実践できるように、これからも予算確保等にご尽力いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

岡田教育長

ほか、どうでしょうか。

それではこれをもちまして、「茨木市中学校給食の実施について」の報告を終わります。

日程第6 議案第15号「臨時代理により処理した事案につき承認を求めることについて（茨木市立学校の府費負担教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

加藤学校教育部長

議案第15号につきまして、説明を申し上げます。

本件は茨木市立学校の府費負担教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定につきまして、3月定例会後である3月31日に、大阪府教育委員会から、府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について通知されましたことから、茨木市教育委員会所管事務委任、専決等に関する規則第2条第2項の規定に基づき、臨時代理によって処理させていただき、4月1日に施行いたしましたところでございます。制定内容といたしましては、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間に行う業務の量の適切な管理、その他の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講じるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑がないようでしたらお諮りいたします。質疑を打ち切りましても異議ございませ

んか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第16号「臨時代理により処理した事案につき承認を求めることについて(茨木市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

加藤学校教育部長

議案第16号につきまして、説明を申し上げます。

本件は、茨木市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正につきまして、3月定例会後である3月31日に、大阪府教育委員会から職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の改正について通知されましたことから、茨木市教育委員会所管事務委任、専決等に関する規則第2条第2項の規定に基づき、

臨時代理によって処理させていただき、4月1日に施行したものでございます。

本件は、大阪府の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部が改正されたことにより、校長が処理を行う休暇に、新たに子育て部分休暇及び不妊治療休暇が追加され、本年4月1日に施行されましたことから、これに合わせ、茨木市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正を行い、同様の措置を講じるものであります。

改正内容といたしましては、第5条中「及び第17条（臨時的任用職員の休暇）」を「、第17条（子育て部分休暇）、第18条（不妊治療休暇）及び第19条（臨時的任用職員の休暇）」に改め、その他文言の整理として「（校長を除く。）」を削るものです。なお、参考資料といたしまして、茨木市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則、新旧対照表及び現行の規則を添付いたしております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

片山委員

府の規則改正等を受けて、今回茨木市の規則を改正されるということで、この中で子育て部分休暇とか、不妊治療休暇が新たに加えられたということですが、この内容についてもう少し詳しく教えていただければと思います。

牧原教職員課参事

子育て部分休暇につきましては、小学校、義務教育学校の前期課程、または特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍している子を養育する場合に限定し、取得期間といたしましては1日2時間以内、正規の勤務時間の始め、または終わりに1日2時間以内、無給の特別休暇として与えるものであります。不妊治療休暇ですが、こちらは一般不妊治療や生殖補助医療などを受ける場合を対象に、1会計年度につき

6日以内、日または時間で無給の特別休暇として与えるものです。

片山委員

詳細のご説明ありがとうございます。

その不妊治療休暇の場合、1会計年度6日以内ということですが、これは、複数回請求することができるようなものになっているのでしょうか。例えば年度を超えて数回請求できるとかそういうこともあるのでしょうか。

牧原教職員課参事

1会計年度につき6日以内ですので、年度が変われば新たに6日付与されますので、その範囲で取得していただくことが可能です。

片山委員

ありがとうございます。

岡田教育長

ほか、どうでしょうか。

武内委員

今の件ですけど、この6日以内というのは1日単位でとるのですか。時間単位ではなくて、1日1回というふうになるのでしょうか。

牧原教職員課参事

日または時間で取得することが可能です。

武内委員

そしたら時間で取得したときに、この時間が合計で6日以内という意味でしょうか。

牧原教職員課参事

合計が6日以内ということになります。

岡田教育長

ほかはよろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。質疑を打ち切りましても異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第17号「令和3年度使用茨木市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に対する諮問事項について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

加藤学校教育部長

議案第17号につきまして、議案説明をいたします。

本件は、本市教育委員会が、令和3年度使用茨木市立義務教育諸学校教科用図書の採択に当たり、茨木市立義務教育諸学校教科用図書採択規則第3条の規定により、茨木市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に茨木市立義務教育諸学校で使用する教科

用図書の選定について諮問するものです。

本市教育委員会といたしましては、選定委員会に「1、茨木市教育委員会が行う令和3年度使用茨木市立義務教育諸学校教科用図書の採択に係る中学校教科用図書について十分研究調査の上、種目ごとに、どの発行者の教科用図書が適切であるか選定すること。2、令和3年度に使用する学校教育法附則第9条関係図書については必要に応じて採択すること」、以上2項目を諮問いたしたく、ご提案申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

堀村委員

今後の教科書採択のスケジュールについて、教えていただければと思います。

尾崎学校教育推進課参事

スケジュールにつきましては、これから選定委員会等で決定していくことになるのですが、新型コロナウイルス感染症に係る様々な対応がある中でも、採択が8月末までに行われるところは変更になっておりませんので、そこに向けてスケジュールを組んで採択を進めていくことになっております。

堀村委員

何か、今懸念されているようなことがありましたら教えてください。

尾崎学校教育推進課参事

中学校のほうは教科の種目が多くなっていますけれども、きっちりと見ていくということは昨年の小学校のようにお願いしたいと考えております。

堀村委員

よろしくお願いたします。

加藤学校教育部長

8月の採択までの間、選定委員会なり調査委員会を開いていくのですが、感染状況によりますけれども、今の状況が続いているようなら、ソーシャルディスタンスに配慮しながら選定作業を進めていきたいと考えております。

岡田教育長

ほか、何かありますか。

片山委員

先ほどスケジュールのお話が出ましたが、こういう社会情勢の中で、順調に8月までに採択ができるかどうか、そのあたりのことが非常に懸念されるわけですが、そのスケジュール的な問題について、今後検討する余地があるのか、ないのか。そのあたりについてはどう考えておられるでしょうか。

尾崎学校教育推進課参事

国全体で決まっていることですので、国のほうから何か期間を延長するとかいうことがありましたら、そこにあわせて対応することになると思います。

片山委員

国の日程が決まっているということですが、国の方針について、例えば大阪府教育委員会等のご意見が国のほうに反映されるとか、そういうような機会があるのでしょうか。

尾崎学校教育推進課参事

府と国のやりとりの細かいところまではわかりませんが、5月の中旬ごろに府から各市町村に対しまして採択事務の担当者説明会を予定されており、何かあればそこで市のほうには伝えられることになると考えております。

岡田教育長

ほか、何かご質問はございませんか。

お諮りいたします。質疑を打ち切りましても異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。
ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。
本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第18号「令和3年度使用茨木市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の決定について」を議題といたします。

武内委員

この議案第18号は人事案件ですので、非公開をお願いします。

岡田教育長

ただいま武内委員から非公開の動議が提出されましたが、本件を非公開とすることに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、本件につきましては非公開といたします。

関係者以外の方の退出をお願いいたします。

(関係者以外退室)

〈非公開〉

岡田教育長

再開いたします。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第19号「茨木市立文化財資料館運営審議会委員の委嘱について」
を議題といたします。

武内委員

この議案第19号は人事案件ですので、これも非公開でよろしく申し上げます。

岡田教育長

ただいま、武内委員から非公開の動議が提出されましたが、本件を非公開とすることに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、本件につきましては、非公開といたします。
関係者以外の方の退室をお願いいたします。

(関係者以外退室)

〈非公開〉

岡田教育長

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。
本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。
よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。
先ほどの質疑の内容に訂正があるということですので、ここで訂正させていただきます。

青木学校教育推進課長

失礼いたします。日程第4 報告第3号「新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応について」において、武内委員からご質問いただきました見守り登校の人数についてですが、先ほどの発言に誤りがありましたので訂正させていただきます。

学童保育の残りが見守り登校に出席している平均が一番多い学校で6.1人でございます。市内トータルでまいりますと、1日当たり1校当たり2人というのが平均の人数になります。先ほどご質問を伺ってございました学童保育も4月から受けておりますので、学童保育の人数を足しますと、一番多い学校で1日平均61.7人となります。学童保育を開いていない学校もありまして、少ない学校では0人という状況でございます。学童保育の児童を含めた平均は32校で、1校当たり大体30人となります。

武内委員

学童に入っている子は、基本的には普通に学童には来ているわけですか。

青木学校教育推進課長

5日のうち週2回は朝から学童が開かれておりまして、3日間だけ見守り登校に午後1時まで参加して、午後1時以降に学童保育が開かれますので、そちらに移るということになっております。

学童保育の体制が大変な事もありましたので、学校のほうで午前中は子供たちを見るという日を3日間設けております。

岡田教育長

よろしいでしょうか。

暫時、休憩します。

休憩（14時50分）

再開（14時52分）

岡田教育長

再開いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしました。

令和2年第5回茨木市教育委員会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(14時53分 閉会)

以上会議の顛末を記載し、茨木市教育委員会会議規則第17条によりここに署名する。

令和2年4月21日

茨 木 市 教 育 委 員 会

教 育 長 _____

署 名 委 員 _____